

○原子力規制委員会規則第五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の九第一項及び第二項、第四十三条の三の十第一項並びに第四十三条の三の三十第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月二日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及

び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(工場又は事業所において行われる運搬)            第八十八条 「1、3 略」            4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。)第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。</p> <p>(特定機器の種類)            第一百条 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。            一 第三条第一項第二号ニ(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵用容器(兼用キャスク(設置許可基準規則第二条第二項第四十一号に規定するものをいう。以下同じ。))であつて、同規則第四条第六項第一号、第五条第二項第一号及び第六条第四項第一号の基準を満たすものに限る。別表第三において「特定兼用キャスク」という。)            二 「略」            三 第三条第一項第二号ホ(4)のその他の主要な事項として設けられる設備及び同号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置            四 「略」            五 「略」            六 「略」</p>	<p>(工場又は事業所において行われる運搬)            第八十八条 「1、3 同上」            4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。</p> <p>(特定機器の種類)            第一百条 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。            「号を加える。」            一 「同上」            二 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置            三 「同上」            四 「同上」            五 「同上」</p>

七 略

(型式指定の申請)

第七十七条 「1・2 略」

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 「略」

(型式指定の変更の承認)

第八十条 「略」

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その型式指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 「略」

(型式指定に係る変更の届出等)

第九十条 「1・2 略」

3 原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その型式指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 「略」

六 同上

(型式指定の申請)

第七十七条 「1・2 同上」

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて、書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 「同上」

(型式指定の変更の承認)

第八十条 「同上」

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 「同上」

(型式指定に係る変更の届出等)

第九十条 「1・2 同上」

3 原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 「同上」

(品質保証の実施の記録の保存)  
 第百十一条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定を受けた型式としての設計の内容を有するようになければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

(型式指定の番号等の告示)

第百十二条 原子力規制委員会は、型式指定又は型式指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 型式指定の番号
  - 二 四 略
  - 五 指定製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 六 略
- 〔2・3 略〕

別表第二(第九条、第十二条関係)

発電用原子炉施設の種類	一般記載事項	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に限る。)	添付書類(認可の申請又は届出に係る工事の内容に限る。)
	項		
〔略〕 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書 兼用キャスクに

(品質保証の実施の記録の保存)  
 第百十一条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようになければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

(指定番号等の告示)

第百十二条 原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 指定の番号
  - 二 四 同上
  - 五 製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 六 同上
- 〔2・3 同上〕

別表第二(第九条、第十二条関係)

発電用原子炉施設の種類	一般記載事項	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に限る。)	添付書類(認可の申請又は届出に係る工事の内容に限る。)
	項		
〔同上〕 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書 〔加える。〕

<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>あつては、外運搬規則第二十一条第二項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けたことに関する説明書</p> <p>〔略〕</p>
<p>別表第三（第七百七条、第八百八条関係） 型式設計特定機器の種類</p>	<p>記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関するものに限る。）</p>	<p>添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関するものに限る。）</p>	<p>特定兼用キヤスク</p> <p>1 特定兼用キヤスクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料</p> <p>2 特定兼用キヤスクの基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 自然現象による損傷の防止に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力及び最高使用温度の設定根拠に関する説明書</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>別表第三（第七百七条、第八百八条関係） 型式設計特定機器の種類</p> <p>記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関するものに限る。）</p> <p>添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関するものに限る。）</p> <p>〔項を加える。〕</p>

---

---

する説明書  
核燃料物質が臨界  
に達しないことに  
関する説明書  
特定兼用キャスク  
の冷却能力に関す  
る説明書  
放射線遮蔽材の放  
射線の遮蔽及び熱  
除去についての計  
算書  
特定兼用キャスク  
が使用される条件  
の下における健全  
性に関する説明書  
外運搬規則第二十  
一条第二項の規定  
による容器の設計  
に関する原子力規  
制委員会の承認を  
受けたことに関す  
る説明書又は外運  
搬規則第六条若し  
くは第七条及び第  
十一条に定める技  
術上の基準（容器  
に係るものに限る  
。）への適合性に  
関する説明書  
第百六条の型式設  
計特定機器を購入

---

---

<p>ガスタービンを原動力とする発電設備</p>	<p>圧力逃がし装置</p>	<p>再結合装置</p>	
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>1 再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法及び材料並びに電熱器の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 2 〔略〕</p>	
<p>〔略〕 第六六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつて</p>	<p>〔略〕 第六六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 〔略〕</p>	<p>〔略〕 第六六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 〔略〕</p>	<p>する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

<p>ガスタービンを原動力とする発電設備</p>	<p>圧力逃がし装置</p>	<p>再結合装置</p>	
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>1 再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料及び個数並びに電熱器の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 2 〔同上〕</p>	
<p>〔同上〕 第六六条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p>	<p>〔同上〕 第六六条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 〔同上〕</p>	<p>〔同上〕 第六六条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 〔同上〕</p>	

備考 表中の「」の記載は注記である。	内燃機関を 原動力とする 発電設備	〔略〕	は、当該契約書の 写し 〔略〕
	無停電電源 装置	1 無停電電源装置の種類、 容量、電圧、周波数及び主 要寸法（常設及び可搬型の 別に記載すること。） 2 〔略〕	〔略〕 第六六条の型式設 計特定機器を購 入する契約を締結 している者にあつて は、当該契約書の 写し 〔略〕
電力貯蔵装 置	1 電力貯蔵装置の種類、容 量、電圧及び主要寸法（常 設及び可搬型の別に記載す ること。） 2 〔略〕	〔略〕 第六六条の型式設 計特定機器を購 入する契約を締結 している者にあつて は、当該契約書の 写し 〔略〕	〔略〕 第六六条の型式設 計特定機器を購 入する契約を締結 している者にあつて は、当該契約書の 写し 〔略〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	内燃機関を 原動力とする 発電設備	〔同上〕	〔同上〕
	無停電電源 装置	1 無停電電源装置の種類、 容量、電圧、周波数、主要 寸法及び個数（常設及び可 搬型の別に記載すること。） 2 〔同上〕	〔同上〕 第六六条の購 入契約を締結して いる者にあつては、 当該契約書の写し 〔同上〕
電力貯蔵装 置	1 電力貯蔵装置の種類、容 量、電圧、主要寸法及び個 数（常設及び可搬型の別に 記載すること。） 2 〔同上〕	〔同上〕 第六六条の購 入契約を締結して いる者にあつては、 当該契約書の写し 〔同上〕	〔同上〕 第六六条の購 入契約を締結して いる者にあつては、 当該契約書の写し 〔同上〕